

加古川市緑色路側帯の設置に関する規程

平成25年4月1日
建設部長決定

(趣旨)

第1条 この規程は、加古川市立小学校児童（以下、「児童」という。）の通学時における交通安全を保持するため、加古川市緑色路側帯（以下、「グリーンベルト」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 グリーンベルトとは、多くの児童が通学に利用する道路であることを示すために、路側帯（又はその一部）を緑色に塗装したものをいう。

(設置の基準)

第3条 グリーンベルトは、以下の要件をすべて満たす道路に設置することができる。

- (1) 市が管理する道路である。
 - (2) 児童が通学に利用する道路である。
 - (3) 歩道が設置されていない道路である。
 - (4) 各小学校を中心としたおおむね500メートルの区域内にある道路、または、各小学校に在籍する児童のうち、10パーセント以上の者が通学に利用している道路である。
 - (5) グリーンベルト設置により、児童の通学時における交通安全の保持に非常に効果があると認められる道路である。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた道路にはグリーンベルトを設置することができる。

(設置の手順)

第4条 グリーンベルトの設置については、以下の手順により進めるものとする。

- (1) 学校長は、PTA及び町内会等地域住民と協議のうえ、グリーンベルト設置について市に対し要望する。
- (2) 市は、前条の設置の基準を満たしているか確認のうえ、設置の必要性を検討しその可否を決定し、予算の範囲内で設置する。

(設置後の安全対策)

第5条 学校長及び市、市教育委員会、並びにPTA及び町内会等地域住民団体（以下、「地域住民団体」という。）は、グリーンベルトが設置された後の安全対策について、それぞれ以下のとおり対応することとする。

- (1) 学校長は、グリーンベルトの意義について児童及びその保護者、地域住民団体に周知するとともに、児童に対して安全な登下校についての指導を行う。
- (2) 市は、グリーンベルトの設置区間について管理するとともに、グリーンベルトが損耗した場合、予算の範囲内で適宜補修する。

- (3) 市教育委員会は、グリーンベルトの意義について市民に対し広く周知する。
- (4) P T A及び地域住民団体は、グリーンベルト内における児童の通学時における交通安全の保持について、可能な限り協力しなければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。